

答申保第39号
平成26年2月26日
(諮問保第42号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成22年9月29日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容は、次のとおりである。

平成〇年〇月〇日〇〇病院への受診並びに〇〇病院入院に関係する私に関する全ての個人情報書類

ア 〇〇警察署作成の通報書・〇〇第〇号・〇〇第〇号

イ 〇〇地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課作成の相談記録・受診予定者情報提供書

これに対し実施機関は、平成22年10月29日付け〇〇第187号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年11月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 入院時よりの主治医と平成〇年〇月〇日よりの主治医より公文書の内容についての質問や説明を受け、また中身について見せてもらったり、聞かされたりしているので、条例第13条第2号によって黒塗り処理されている部分が全て該当しているとは到底考えられない。

イ 条例第13条第2号ウの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその

職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」までもが非開示となっている。

ウ 公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるとあるが、具体的にどのような支障が生じるのか理解できない。平成〇年〇月と平成〇年〇月に2人の主治医より病気が完治したとの理由で退院を求められている。

エ 今後の面接・指導等に支障が生じる恐れがあるとあるが、私を含め家族は保健福祉課からの面接・指導等は1回も受けた事実はない。今後そのような予定があるのならば是非教えていただきたい。

オ 今回の一連の情報は、〇〇警察署よりの一方的な情報であり、全てが正確な情報というわけではない。私は、これらの公文書の内容を主治医などより、ある程度見せてもらったり、話で聞いたりしている。悪意のこもった表現、数々の虚偽の内容に家族共々愕然としている。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

〇〇病院への受診並びに〇〇病院入院に係る、異議申立人に関する全ての個人情報書類

ア 〇〇保健所の作成書類（相談記録・情報提供書）

(ア) 「精神保健福祉相談記録」（以下「対象公文書1」という。）の中の異議申立人に関する情報

(イ) 「情報提供書」（以下「対象公文書2」という。）の中の異議申立人に関する情報

イ 〇〇警察署からの通報書類

「精神障害者（アルコールの慢性中毒）等の発見、保護通報書」（以下「対象公文書3」という。）の中の異議申立人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書1（公務員の氏名等を除く。）、対象公文書2及び対象公文書3の異議申立人以外の個人に関する情報（以下「本件不開示情報1」という。）

異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 対象公文書2及び対象公文書3の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれが

ある情報（以下「本件不開示情報2」という。）

警察が犯罪の予防のために収集、整理した情報であり、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

ウ 対象公文書1（公務員の氏名等を除く。）、対象公文書2及び対象公文書3の保健福祉業務の公正・円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報（以下「本件不開示情報3」という。）

保健所が業務上収集し、又は関係機関から取得した情報であり、開示することにより、本人との信頼関係が損われ、今後の面接、指導に支障が生じるおそれがあり、又は、関係機関との信頼関係が損なわれ、将来の同種の事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

エ 対象公文書1の公務員の氏名等（以下「本件不開示情報4」という。）

精神保健福祉業務である「面接、指導等」を行った公務員の氏名を識別することができる情報であり、開示することにより、当該職務を行った公務員が特定されると、当該公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月27日	諮問を受けた。
平成23年2月18日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月24日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月1日	異議申立人から意見書を受理した。
平成25年5月29日	諮問の審議を行った。
7月3日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
11月27日	諮問の審議を行った。
平成26年2月19日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、異議申立人の〇〇病院受診及び〇〇病院入院に係る〇〇保健所の作成書類及び〇〇警察署からの

通報書類の中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、これらのうち本件不開示情報1を条例第13条第2号、本件不開示情報2を条例第13条第5号、本件不開示情報3及び本件不開示情報4を条例第13条第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号、第5号又は第7号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は、主治医より公文書の内容についての質問や説明を受け、また中身について見聞きしていると主張している。

しかしながら、本件不開示情報1と同内容の情報について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、公文書の内容について見聞きしているとしても、これによって本件不開示情報1が慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とし

た実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(ウ) 本件不開示情報2の条例第13条第5号該当性

異議申立人は、平成〇年〇月〇日から現在に至るまで〇〇病院に医療保護入院をしている。

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、保護者の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され、異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否、関係機関に対しての業務妨害、関係者や関係公務員に対しての追及、攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報2は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示情報2を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(㉔) 本件不開示情報3の条例第13条第7号ウ該当性

本件不開示情報3に係る対象公文書は、保健業務の遂行のため、〇〇保健所が収集した情報等の内容又は関係機関から取得した文書であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報3は、開示することにより、本人と保健所との信頼関係が損なわれ、今後の面接、指導に支障を及ぼすおそれがあり、又は、関係機関と保健所の信頼関係が損なわれ、将来の同種の事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報3を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(㉕) 本件不開示情報4の条例第13条第7号ウ該当性

本件不開示情報4に係る対象公文書1が条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することについては、上記(㉔)のとおりである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報4は、開示することにより、関係公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私生活を不当に侵害するおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報4を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、今回の一連の情報は全てが正確な情報というわけではない等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であるから、審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。